WEB 年金広報　2021年5月号　Vol.98（通巻743号）

発行所　特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9　The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281　FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

【一般読者対象記事】

解説

在職受給者の老齢年金の見直しで何が変わるか

2020年5月に成立した年金制度改正法により、2022年4月から、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金（※）と年金月額の合計額28万円から47万円に緩和されることとなりました。

一方で、65歳以上の在職受給者においては、老齢厚生年金額の改定について、現行の「退職改定」に替えて2022年4月から「在職定時改定」が導入されることになっています。

この２つの制度の見直しで何が変わるのでしょうか。60歳を過ぎてからの働き方に変化はあるのでしょうか。

（※）賃金とは、月給（標準報酬月額）に、直近１年間の賞与を12で割った額を足した額をいいます（以下同様）。

【60～64歳の在職老齢年金制度を見直し】

2022年4月から60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）について、支給停止の基準額28万円が、現行の65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ47万円に引き上げられます。

これは、①就労に与える影響が一定程度確認されている（図１）、②2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する、③制度をわかりやすくするといった３つの観点から見直されたものです。

＜図１＞ 在老による賃金と年金額の関係

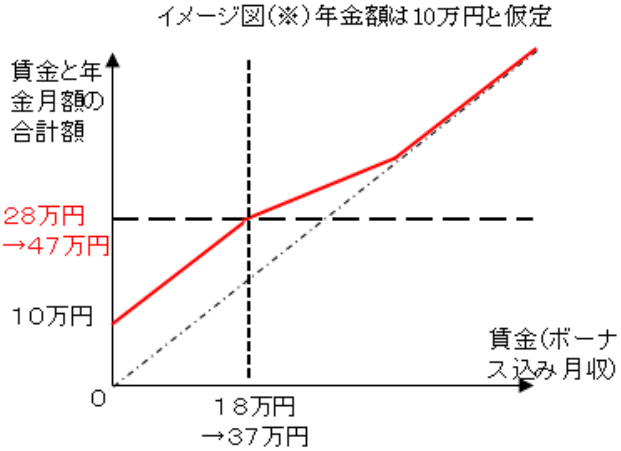

＜出典：厚生労働省ホームページ＞

【60～64歳の在職老齢年金制度による支給停止対象者数が３分の１以下に減少】

制度の見直しにより、60～64歳の賃金と年金月額の合計額が28万円から47万円の人は年金額の支給停止が行われなくなりますので、この年齢層に与える影響＜就労意欲の向上と経済基盤の強化＞は具体的な数値として試算されています（表１）。2022年度末推計で支給停止対象者数は、見直しにより約37万人から約11万人と３分の１以下に減少することが予測されています。うち、全額支給対象者数は約16万人から５万人に減少されることが予測されています。65歳以上の在職老齢年金制度の支給停止対象者の割合と同定度とすることができます（表１の参考）。

＜表１＞ 60～64歳の在職老齢年金制度の見直しによる試算（2022年度末推計）

見直し内容・考え方		支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現 行	**基準額は28万円** 夫婦２人の標準的な年金額相当を基準として設定 ※2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	約37万人 在職受給者の約51％	約16万人 在職受給者の約22％	約2,600億円
見直し	**基準額を47万円に引上げ** 現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む）を基準として設定（高在老と同じ）	約11万人 在職受給者の約15％	約５万人 在職受給者の約７％	約1,000億円

（参考）65歳以上の在職老齢年金制度の現状（2018年度末）

見直し内容・考え方		支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現 行	**基準額は47万円** 現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む）を基準として設定 ※1998年度末の現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含まない）に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	約41万人 在職受給者の約17％	約16万人 在職受給者の約８％	約2,600億円

＜出典：厚生労働省ホームページ＞

【65歳以上の在職受給者は定時に年金額を改定】

一方で、65歳以上の在職受給者については「在職定時改定」の仕組みが導入され、2022年4月から適用されます。

現行制度では、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、退職時または70歳到達時の資格喪失時に、受給権取得後の被保険者期間を加えて老齢厚生年金額を改定する「退職改定」を行っています。この「退職改定」を「在職定時改定」に変える（図２）ことで、65歳以上の人が在職している場合であっても、毎年１回（定時）、年金額を改定することとなります（10月分から）。

このことにより、高齢期の就労が拡大するなか、就労による保険料の増額を、退職を待たずに早期に年金額に反映することができるため、高齢者の経済基盤の充実を図ることができると考えられています。

＜図２＞ 在職定時改定の導入

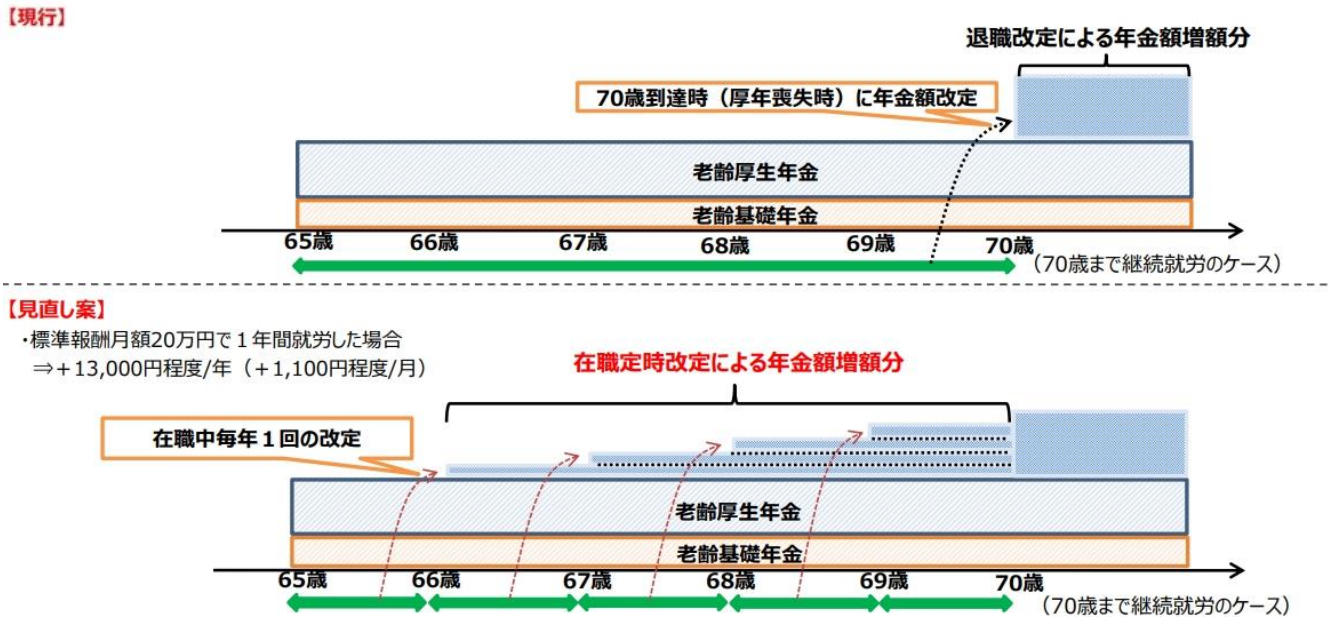

＜出典：厚生労働省ホームページ＞

【在職定時改定で150万人に影響】

例えば、「在職定時改定」を行った場合の年金額の増額分は、標準報酬月額10万円で１年間就労した場合、年約7,000円（月約500円）、標準報酬月額20万円で１年間就労した場合、年約13,000円（月約1,100円）、標準報酬月額30万円で１年間就労した場合、年約20,000円（月約1,600円）になると試算されています（表２）。

毎年この額が年金に上乗せされることになりますので、高齢者の就労意欲の向上と経済基盤の強化が期待できます。また、厚生年金の加入期間が40年間に満たない人の場合、経過的加算として年間約2万円加算される可能性や、厚生年金加入期間が20年なかった人が働き続けて20年になることによって、その時点から加給年金が加算される可能性も出てきます。

「在職定時改定」の対象となるのは150万人と推定されます。

＜表２＞ 在職定時改定を行った場合の年金額の増額分

	年金の増額分
標準報酬月額10万円で１年間就労	年額 約 7,000円（月額　 約500円）
標準報酬月額20万円で１年間就労	年額 約13,000円（月額 約1,100円）
標準報酬月額30万円で１年間就労	年額 約20,000円（月額 約1,600円）

＜出典：厚生労働省試算＞

【今後、在職受給者数は増加するか】

厚生労働省の「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2019年度）によると、2019年度の在職受給者数（第１号厚生年金保険）は3,573,009人（男性2,291,654人、女性1,281,355人）で、対前年度末で約2,000人（0.1%）の減少となっています。在職受給権者の年金月額は平均131,739円（男性145,797円、女性94,941円）となっています。60～64歳では平均73,712円（男性85,969円、女性49,849円）、65～69歳では平均148,012円（男性159,969円、女性110,432円）、70歳以上では平均164,324円（男性177,366円、女性129,201円）となっています（基礎年金額を含む）（図３）。

この度の在職老齢年金制度にかかわる改正は、高齢者の就労意欲の向上に寄与し、これまで就労を継続することを選択しなかった人などの就労につながるでしょうか。そうすれば老後の経済基盤の安定にも年金制度全体の資金の強化にも効果が期待されます。

＜図３＞ 老齢厚生年金（第１号）の年金受給権者平均月額

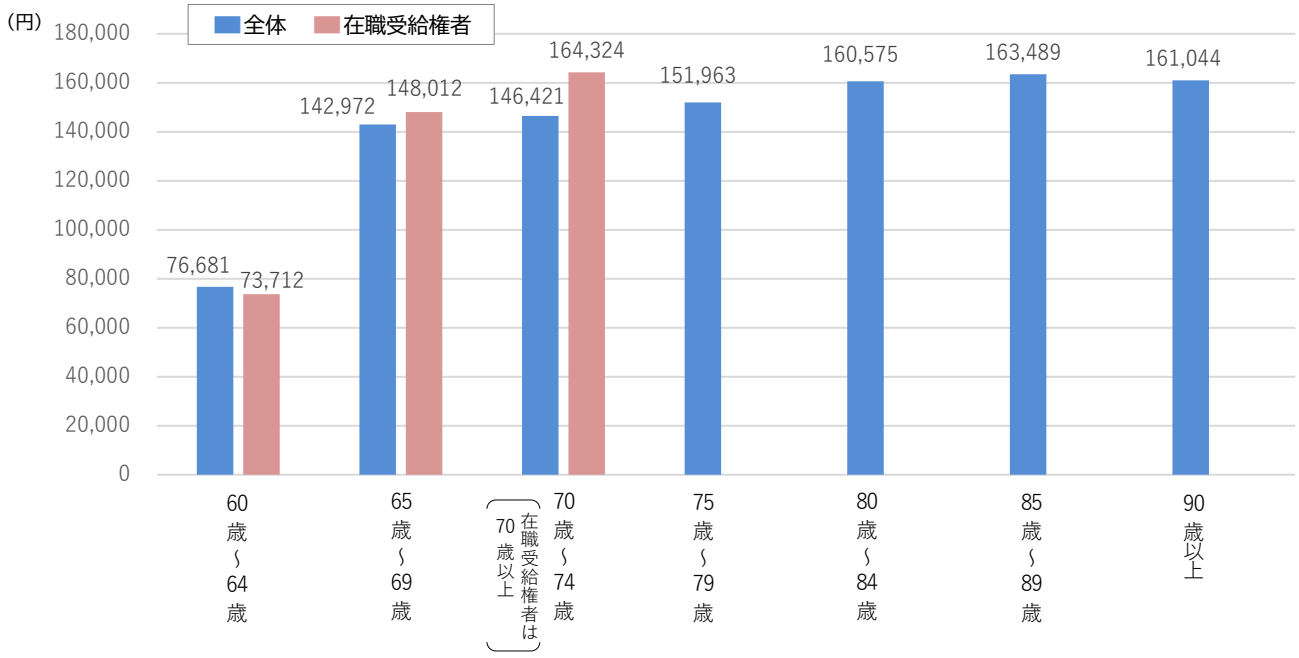

＜出典：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2019年度）＞